

## 今後の審議の内容（事務局案）

## 1 搬入手数料の体系と金額の水準

## (1) 課題認識及び審議事項

## ア 搬入手数料の水準

事業系一般廃棄物については、排出事業者責任や民間リサイクル促進の観点から、国は「原価相当の料金を徴収することが望ましい」という方針を示しているが、本市の現状の搬入手数料は、ごみ処理に係る費用（処理原価）や周辺市町村の搬入手数料、食品廃棄物・木質ごみの民間リサイクル料金よりも低い状況であり、現在の本市の極めて厳しい財政状況を背景に、搬入手数料のあり方の検討が喫緊の課題となっている。

一方、搬入手数料のあり方を踏まえた見直しに当たっては、業者収集ごみの搬入手数料を排出事業者に適切に負担いただくための方策の検討や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業者への影響に対する留意も必要である。

⇒ごみ処理にかかる費用の性質・内訳・今後の見通し、本市の財政状況、費用負担の実態、処理責任の考え方、排出事業者に適切に負担いただくための方策、民間リサイクル料金との差額等を踏まえ、搬入手数料をどの程度の水準にすべきか。

**<参考>第 68 回京都市廃棄物減量等推進審議会における委員意見**

- ・ 今回の諮問の背景は、京都市の財政難が理由であるということを通認識として持っていただきたい。
- ・ 事業ごみの処理原価について内訳を提示していただきたい。
- ・ 民間の食品リサイクル施設の料金とその地域のごみの処理料金とに差があり、食品リサイクルが進まないことが最大の課題となっている。こういった問題について、現在、全国的にどのような状況にあるのかといった資料を提示していただき、議論できればと思う。

## イ 搬入手数料の体系

## (ア) 持込ごみの累進制について

産業廃棄物を含む多量のごみを事業者がクリーンセンター等に搬入し、持込ごみが大幅な増加傾向にあった当時（平成 12 年度頃）、これらの事業者に対する減量インセンティブを働かせるために累進制を導入して多量排出者ほど費用負担の割合を高くするとともに、順次、ごみの減量（搬入量の小口化）に伴い、重量区分を引き下げてきた。その結果、現状では、重量区分の引き下げの余地が小さくなるとともに、100kg 以下（第 1 区分）の少量のごみの搬入者が半数以上を占め、累進制によるごみ減量効果は薄れていると考えられる。

⇒重量区分の引き下げ、ごみ量の変化等を踏まえ、持込ごみの累進制は今後どうあるべきか。

**<参考>第 68 回京都市廃棄物減量等推進審議会における委員意見**

- ・累進制が「ごみ減量」にどの程度効果があるのか疑問である。累進制がどの程度ごみ減量に寄与したかをデータとして提示していただきたい。通常は、ごみの量にかかわらず、ごみの処理単価は変化しない、あるいは、ごみの量が増えるほど、施設等の稼働率が上がり、ごみの処理単価が下がるはずであり、量が多いほど手数料の単価が高くなる累進制には違和感がある。

**(イ) 業者収集ごみ**

一部のマンションでは、諸般の事情により、市収集ではなく、一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）による収集を選択しており、これらのマンション（以下、「業者収集マンション」という。）のごみは、家庭系一般廃棄物ではあるものの、事業所から排出される業者収集ごみと同一の搬入手数料を徴収している。

業者収集マンションについて、資源ごみのうち、缶・びん・ペットボトル等の有価物は民間リサイクル施設が受け入れ、プラスチック製容器包装は市の資源化施設が受け入れることにしたうえで、分別排出を義務化し、分別の徹底を図ってきた。しかしながら、現在も、これらマンションの燃やすごみ中に、プラスチック製容器包装等の資源ごみが混入している状況である。

⇒許可業者が収集している一部のマンションのごみについて、家庭系一般廃棄物であることや収集運搬の実態、資源循環の促進（分別への経済的インセンティブ）等を踏まえ、今後どのような料金区分であるべきか。

**(2) 今後整理・提示する予定のデータ等（アンケート調査やその他調査により把握）**

- ・ 事業ごみの処理原価（内訳等の詳細）
- ・ 事業ごみの内訳やその量の推移（業者収集マンションを含む）
- ・ 事業ごみのリサイクルの実態（リサイクル量、リサイクル料金等）
- ・ 持込ごみの搬入データ（搬入重量別の搬入台数等） 等

**2 排出事業者適切に負担いただくための方策（業者収集ごみ）**

**(1) 課題認識及び審議事項**

搬入手数料は本来、排出事業者にごみ量に応じた金額を負担いただくべきものとして、業者収集ごみについては、現状、許可業者を通じて間接的に負担いただいております。その料金は許可業者と排出事業者との間の契約料金の中に含まれている。

これまで搬入手数料の改定時には、排出事業者に対して、京都市もこれらの周知を行い、改定に対する理解を求めてきたところであるが、前回の改定から既に約7年が経過し、契約料金に含まれる搬入手数料の存在を知らない排出事業者もいると考えられる。

搬入手数料の見直しの有無にかかわらず、搬入手数料の負担について、排出業者に常日頃から意識していただき、適切な負担につなげる方策が必要と考えられる。

- ⇒・排出事業者と許可業者との契約料金の一部である業者収集ごみの搬入手数料について、搬入手数料の見直しの有無にかかわらず、排出事業者の理解を深め、搬入手数料に見合った金額を排出事業者に負担いただくための方策としてどのような方策を講じるべきか。
- ・また、その際、ごみ処理に係るコスト意識を高め、減量インセンティブを働かせるために、どのような方策を講じるべきか。

**<参考>第 68 回京都市廃棄物減量等推進審議会における委員意見**

- ・手数料の改定は、事業者の意識の改革にも波及するので、そのような全体を議論したうえで具体的な施策をどのように落とし込んでいくかといった議論ができればと思う。

**(2) 今後整理・提示する予定のデータ等（アンケート調査やその他調査により把握）**

- ・ 排出事業者による搬入手数料の認知状況
- ・ 排出事業者による搬入手数料の負担の実態（許可業者との契約内容等）
- ・ 搬入手数料の明確化や料金と排出量との関係等に対する排出事業者と許可業者の考え 等

**3 民間リサイクルを促進するための方策**

**(1) 課題認識及び審議事項**

事業ごみのリサイクルを促進するに当たっては、特に持込ごみの大きな割合（53%）を占める木質ごみ及び業者収集ごみの大きな割合（44%）を占める食品廃棄物についてのリサイクルを促進する必要がある。そのためには、民間リサイクル料金を踏まえて搬入手数料の金額の水準を検討するだけでなく、排出事業者によるごみの排出実態、許可業者等によるごみの収集の実態、市内及び周辺市町村におけるリサイクル施設の整備状況・稼働状況等を踏まえた方策を検討することも重要である。

- ⇒木質ごみ及び食品廃棄物について、ごみの排出実態や収集実態、リサイクル施設の稼働状況等を踏まえて、民間リサイクルを促進するためにどのような方策を講じるべきか。

**<参考>第 68 回京都市廃棄物減量等推進審議会における委員意見**

- ・手数料の改定は、リサイクル施設の活用にも波及するので、そのような全体像を議論したうえで、具体的な施策をどのように落とし込んでいくかといった議論ができればと思う。

**(2) 今後整理・提示する予定のデータ等（アンケート調査やその他調査により把握）**

- ・ 排出事業者及び許可業者によるリサイクルへの取組状況や課題
- ・ リサイクル施設の状況（受入量、受入条件、処理能力、課題等） 等